

会員に関する規程

第1条（目的）

この規程では、定款第12条及び第14条の規定に基づき、この法人（以下「本会」という。）の会員の会費納入及び懲戒手続に関し、必要な事項を定める。

第2条（会費）

- 1 個人会員（名誉会員を除く）は、毎年、本会からの通知に従い、1万円の会費を納入する。
- 2 法人（法人格ある弁護士法人、税理士法人等のほか、法人格なき共同事務所も含む）は、定款第9条第1項前段に規定する者をその構成員とすると、その代表者が本会事務局に当該構成員の氏名、人数等の所定事項を申し出ることにより、法人会員となることができ、法人会員は、毎年、本会からの通知に従い、次に定める会費を納入する。
 - (1) 構成員の数が2名以上10名以下である法人 9,000円に構成員の数を乗じた金額
 - (2) 構成員の数が11名以上19名以下である法人 8,000円に構成員の数を乗じた金額
 - (3) 構成員の数が20名以上である法人 7,000円に構成員の数を乗じた金額
- 3 法人会員の会費の金額は、入会する時、その構成員が個人会員であった法人が法人会員となろうとする時または毎年1月1日における構成員の数によって決定し、入会後の構成員の数の増減については、毎年2月1日までにその申し出がない限り、会費の金額に影響を与えないものとする。
- 4 第1項及び第2項にかかわらず、本会に入会するものは、入会時に会費を支払うものとし、その入会時期が10月1日以後である場合は、翌期の会費に充当されるものとする。
- 5 会員が定款第13条の規定に基づきその資格を喪失する場合、年の途中でであっても、本会に支払済の会費の返還を求めることはできない。

第3条（懲戒手続）

- 1 本会は、会員に対し、総会決議に基づき定款第13条第2項及び第3項に基づく除名処分を行うことがあるほか、同条第2項各号に記載する事由の程度やその反復性等に応じ、理事会決議に基づき、口頭注意、書面による厳重注意、戒告または資格停止の懲戒処分をすることができる。
- 2 前項の理事会決議をする前に、理事会は、会員に対して書面または口頭による弁明の機会を付与しなければならない。

附則

この規程は、２０２４年５月９日より施行する。（２０２４年５月９日総会議決）

附則

この規程は、２０２５年３月２６日より施行する。（２０２５年３月２６日総会議決）